

事務連絡
令和5年5月31日

区内介護予防・生活支援サービス事業所
区内居宅介護支援事業所
管理者各位

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・生活支援サービス事業の
報酬算定の臨時的な取扱いの終了について

平素より、練馬区介護保険施策にご理解とご尽力を承り、誠にありがとうございます。

このたび、厚生労働省から令和5年5月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」が発出されたことを受け、高齢社会対策課から発出した通知について、下記のとおり、取扱いを終了します。

記

1 取扱いを終了する通知

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・生活支援サービス事業の報酬算定の臨時的な取扱いについて」(令和2年5月7日付け通知)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う介護予防・生活支援サービス通所サービスの欠席の取り扱いについて」(令和3年5月28日付け事務連絡)

2 終了日

令和5年5月7日をもって終了します。

本通知の内容は、練馬区の対応であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は、各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

【問合せ先】

練馬区高齢社会対策課介護予防係
電話 03 - 5984 - 2094 (直通)